小田原競輪開催業務等包括委託業務　プロポーザル実施要領

１　目　　的

本実施要領は、小田原競輪開催業務等包括委託業務の受託候補者を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

２　業務概要

（１）件　　名

小田原競輪開催業務等包括委託業務

（２）目　　的

本市の競輪事業は、昭和 24 年（1949 年）に開始して以来、自治体財政を支える公営競技として運営してきたが、近年はインターネット投票の拡大や開催形態の多様化などにより、事業を取り巻く環境が大きく変化している。また、施設の老朽化、ファン層の高齢化、新規顧客の獲得等、多くの課題を抱えており、行政単独で柔軟かつ迅速に対応していくことが難しくなっている。

こうした状況を踏まえ、本市は令和２年度（2020 年度）から競輪開催業務を民間事業者に委託し、事業者の専門的知見やノウハウを活用し、安全・安心な開催運営、収益の確保及び地域経済の活性化に取り組んできたところである。

現契約が令和８年度（2026 年度）をもって満了となることから、引き続き競輪開催業務を包括的に委託することにより、本市競輪事業の収益向上を図るとともに、変化する事業環境に柔軟に対応できる持続可能な運営体制の構築を目指す。

（３）業務期間

令和９年（2027 年）４月１日から令和 16 年（2034 年）３月 31 日まで

（４）業務委託にあたっての基本的な考え方

業務委託にあたっては、下記の基本的な考え方に沿って業務を実施するものとする。

ア 公正・安全かつ円滑な競輪開催業務の運営

イ 集客・売上の促進、ファンサービスの向上

ウ 効率的な運営によるトータルコストの削減

エ 市民に親しまれる競輪場づくり

オ 地域における安定的な雇用の確保と地域経済の活性化

カ 持続可能な競輪事業の確立と本市財政への貢献

（５）委託料算定の考え方（見積上限額）

項目	算定方法または金額（税抜）	備考
本場開催業務	車券売上額の３．９％以内	ＧⅡ以上の開催を行う場合は別途協議
場外（ＧＰ・ＧⅠ・ＧⅡ・全プロ）	車券売上額の８．０％以内	
場外（ＧⅢ）	車券売上額の８．５％以内	
場外（ＦⅠ・ＦⅡ）	車券売上額の１１．１％以内	

３　主な業務内容

小田原市自転車競走実施規則第６条で定める開催執務委員のうち、総務委員及び投票委員としてそれぞれの業務を担任するほか、次の業務を行う。

（１）本場開催及び場外発売における競輪開催業務

ア 開催に係る各種業務の運営統括及び総務に関する業務

イ 車券の発売・払戻、トータリゼータシステム等の運用に関する業務（一部発売窓口業務を除く）

ウ 映像配信及び場内放送等に関する業務

エ ファンサービス、イベント等に関する業務。

オ 場内・駐車場・周辺道路の警備（一部場内警備を除く）及び清掃に関する業務

カ 選手賞金等に関する業務（地方自治法第２４３条の２第１項に基づく選手賞金及び各種手当の支出事務を含む）

キ 問い合わせ・トラブル・苦情等への対応等

ク 開催期間中の施設・設備の管理、障害時の初期対応等

ケ 緊急時における関係機関との連絡調整

コ その他、競輪開催のために必要な業務

（２）競輪事業実施のために必要な業務（非開催業務）

ア 関係機関との調整

イ 場外発売に係る他場及び関係機関との連絡調整（協定の締結等）

ウ 広告・宣伝に関する業務（イベント企画、広告掲載、ＳＮＳ・ホームページ運用等）

エ ギャンブル依存症対策に関する施策

オ 各種調査・報告事項の処理

カ その他、競輪事業実施のために必要な業務

（３）競輪場及び選手宿舎（サンサンヒルズ小田原）の維持管理等（計画的な施設改修を除く。）

ア 警備・清掃業務

イ 施設・設備等保守・点検業務

ウ 選手宿舎（サンサンヒルズ小田原）の供用日及び一般供用日における管理・運営業務

エ 競輪事業実施にあたり効果的と考える施設・設備等の改修（年 2,000 万円以上）

オ その他、施設の維持管理に必要な業務

（４）収益向上・持続可能な事業運営に資する施策

新たな競輪ファンの獲得、既存顧客の購買意欲向上、来場者の体験価値向上や非開催日の施設活用・施設価値の向上等による「市民に親しまれる競輪場づくり」、地域・社会貢献や地域経済活性化につながる実現性の高い施策に関して、次の業務を行う。

ア 企画・立案

イ 具体的な計画の策定（スケジュール設定・資金計画等）

ウ 関係機関との調整、各種手続き等

※競輪場及び選手宿舎（サンサンヒルズ小田原）のネーミングライツについては、別途公募を行っているので、必要に応じて情報等を確認すること。

（５）その他関連事務

ア　各種資料・報告書等の作成
イ　定例打合せの実施・運営
ウ　その他必要な業務

４　業務仕様書

現地見学会の際に、業務仕様書、既存業務基礎資料を提供する。

５　実施方式

公募型プロポーザル方式

６　参加資格

本プロポーザルに参加することができる者（以下「参加者」という。）は、単体企業又は複数の事業者により構成される共同企業体とし、次の全ての要件を満たしている者とする。

（１）単体企業の場合

ア　小田原市契約規則（昭和３９年小田原市規則第２２号）第５条に規定する者であること。
イ　自転車競技法施行規則（平成１４年経済産業令第９７号）第３条第２項に該当しない者であること。
ウ　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立てがされていないこと。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度小田原市の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けたものについては、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。
エ　公募開始日から契約締結日までのいずれの日においても、小田原市、神奈川県又は国（独立行政法人を含む。）から指名停止処分を受けていないこと。
オ　地方税及び国税の滞納がないこと。
カ　小田原競輪開催業務等包括委託事業者選定委員会の委員、委員の配偶者又は委員の３親等内の親族が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織でないこと。
キ　国内のいずれかの競輪場において、同種・類似業務の受託実績があること。
ク　警備業法（昭和４７年法律第１１７号）第４条の規定に基づく警備業の認定を受けた者であること。
ケ　小田原市競争入札参加資格者名簿（「一般委託」）に登録されていること。なお、登録されていない場合は、参加申込書の提出期限までに「かながわ電子入札共同システム／資格申請システム」において申請を行うこと。（該当業務に係る営業種目において、優先交渉権者を選定する期日までに登録が完了すること。）

（２）共同企業体の場合

ア　共同企業体の代表企業が（１）アからケまでの要件を全て満たすこと。
イ　共同企業体の全ての構成員（代表構成員を除く）は、（１）アからカ及びケの要件を満たすこと。

※共同企業体で参加申込をする場合は、次の事項に留意すること。

・共同企業体の代表となる事業者を定め、その代表企業が本プロポーザルの参加申込及び企画提案書の提出を行うこと。
・１事業者が複数の共同企業体の構成員となることはできない。また、共同企業体の構成員となりながら単独で参加申込をすることもできない。
・代表企業又は構成員を変更することはできない。ただし、構成員に限り、やむを得ない事情があると認めた場合は、変更を認めるものとする。
・構成員の数は、代表企業を含め３者以内とする。

7　スケジュール

内　　容	日　　時
実施要領の公表（公募開始）	令和８年（2026 年）９月 18 日（金）
現地見学会申込締切り	９月 29 日（火）　午後５時まで
現地見学会	10 月６日（火）・８日（木）
質問書の提出締切り	10 月 16 日（金）　午後５時まで
質問書に対する回答	10 月 21 日（水）
参加申込書の提出締切り	10 月 28 日（水）　午後５時まで
一次審査（非公開）	11 月２日（月）
一次審査の結果通知	11 月４日（水）
提案書及び参考見積書の提出締切り	11 月 20 日（金）　午後３時まで
二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)（非公開）	12 月８日（火）
二次審査の結果通知	12 月 16 日（水）
優先交渉権者及び審査結果公表	12 月 17 日（水）
契約の締結	令和９年（2027 年）２月中旬（予定）

８　現地見学会

（１）日程

令和８年（2026 年）10 月６日（火）・８日（木）（予定）

※プロポーザル参加希望者は必ず参加すること。不参加の場合はプロポーザルに参加できない。

（２）現地見学会申込期限

令和８年（2026 年）９月 29 日（火）午後５時まで

（３）提出場所

〒2500-0045　小田原市城山４-10-１　小田原市公営事業部事業課

（４）提出方法

提出場所に持参又は郵送

持参の場合は、土・日曜、祝休日を除き、各日午前９時から午後５時までとする。郵送する場合は、

提出期限日までに事務局に届くようにすること。

（５）提出書類

現地見学会参加申込書（様式１）

（６）留意事項

参加人数は１企業及び１共同企業体につき３名までとする。

９　参加申込書の提出に係る手続

（１）提出書類

書　類	備　考
参加申込書 【様式２】	・代表者印を押印すること。 ・共同企業体の場合は、代表企業を１者選定すること。
共同企業体結成届 【様式３】	・単体企業の場合は不要。 ・協定書の写しを添付すること。
情報の取扱いに関する誓約書 【様式４】	・共同企業体の場合は、全ての構成員が提出すること。
暴力団排除に関する誓約書兼同意書 【様式５】	・共同企業体の場合は、全ての構成員が提出すること。
事業者概要 【様式６】	・欄内に示しきれない場合は、別紙での提出も認める。 ・次の書類（又はその写し）を添付すること。（共同企業体の場合は、全ての構成員が提出すること。） ①前年度の法人事業税の納税証明書 ※都道府県で発行されたもので、最新の事業年度の記載内容であるもの。ただし、納税証明書に記載されている未納額が０円であるものに限る。 ②前年度の法人税並びに消費税及び地方消費税の記載がある納税証明書（その１） ※税務署で発行されたもので、最新の事業年度の記載内容であるもの。ただし、納税証明書に記載されている未納額が０円であるものに限る。 ③市税完納証明書 ④直近３年度分の財務書類一式 ⑤他競輪場における同種・類似業務の実績を証明する書類（任意様式) ・参加者が、かながわ電子入札共同システムに未登録の場合は、次

	の書類（又はその写し）を添付すること。 ①定款及びその他の規約 ②履歴事項全部証明書（登記簿謄本） ※３か月以内に発行されたものに限る。（③、④も同様） ③営業証明書 ④印鑑証明書

（２）提出期限

令和８年（2026 年）10 月 28 日（水）午後５時まで

（３）提出部数

各２部

（４）提出場所

〒250-0045　小田原市城山４-10-１　小田原市公営事業部事業課

（５）提出方法

Ａ４サイズの簡易なファイルを使用し、実施要領９(1)の順に提出書類を綴じて、持参又は郵送により提出する。持参の場合は、土・日曜、祝休日を除き、各日午前９時から午後５時までとする。郵送する場合は、提出期限日までに事務局に届くようにすること。

（６）質問の受付

公表した資料や手続きに係る質問については、質問書【様式７】により、令和８年（2026 年）10 月 16 日（金）午後５時までに、電子メールで事務局（実施要領 16 に記載の電子メールアドレス）あて送信し、電話で受信の確認をすること。電子メールの件名は「プロポーザル質問書〈事業者名〉」とすること。

（７）質問の回答

全ての質問内容及び回答を、令和８年（2026 年）10 月 21 日（水）に本市ホームページで公表する。

10　企画提案書等の提出に係る手続

（１）提出書類

書　類	備　考
企画提案書 【任意様式】	・表紙は付けずに、Ａ４サイズ片面印刷で 40 ページ以内とし、ページを付番すること。（Ａ３サイズの使用も認めるが、１ページでＡ４サイズ２ページに換算する。Ａ４サイズに折り込むこと。） ・文字サイズは 10 ポイント以上（図表等はこの限りでない。）とする。 ・冒頭に、業務体制に関する説明資料を添付すること。 ・実施要領３に掲げる事項について、具体的な提案を行うこと。 ・実施要領３に掲げる事項以外についても、本業務の目的を達成する上で有効な提案があれば記載すること。

参考見積書 【様式８】 売上見込額 【様式９】	・Ａ４サイズ、片面印刷とする。 ・委託料率は、実施要領２（５）に示す上限額を超えないこと。

（２）提出期限

令和８年（2026 年）11 月 20 日（金）午後３時まで

（３）提出部数

各 10 部（記名版３部（正本１部、副本２部）、無記名版７部）※副本は複写で可とする。

（４）提出場所

〒250-0045　小田原市城山４-10-１　小田原市公営事業部事業課

（５）提出方法

Ａ４サイズの簡易なファイルを使用し、実施要領 10(1)の順に提出書類を綴じて、持参又は郵送により提出する。持参の場合は、土・日曜、祝休日を除き、各日午前９時から午後５時まで（提出期限日は午後３時まで）とする。郵送する場合は、提出期限日までに事務局に届くようにすること。

なお、無記名版の提出書類及びファイルには、会社名、ロゴマーク等の事業者を特定できる表現を一切記載しないこと。

併せて、提出書類の電子データ（ＰＤＦ）を電子メールで事務局（実施要領 16 に記載の電子メールアドレス）あて送信すること。

11　審査方法

（１）審査委員会

審査は、小田原競輪開催業務等包括委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において実施する。

（２）審査

優先交渉権者の選定は、一次審査（書類審査）、二次審査（企画提案書評価及び価格点）により行う。

（３）一次審査（非公開）

ア　一次審査は、参加者から提出された参加申込書等により、参加資格（実施要領６）を満たしているかについて審査する。

イ　一次審査の結果については、参加申込書【様式２】に記載された担当者の電子メールアドレスあてに、令和８年（2026 年）11 月４日（水）に通知するとともに、文書でも通知する。

ウ　提出書類は、一次審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。また、提出された参加申込書等は返却しない。

（４）二次審査（非公開）

ア　二次審査は、令和８年（2026 年）12 月８日（火）にプレゼンテーション方式により実施する。場所、時間等については、別途通知する。

イ　二次審査参加者が１者の場合でも本プロポーザルは成立するものとし、審査を実施する。

ウ　プレゼンテーションは、パワーポイント等を用いて、30 分以内で説明するものとし、ヒアリング（質疑応答）は 30 分以内とする。なお、プレゼンテーションで使用する資料は、提出書類（企画提案書等）に記載した内容に基づくものとし、新たな内容の資料提示は認めない。

エ　プレゼンテーションに出席できる者は４名までとする。

オ　画面投影機器（プロジェクター・スクリーンまたはモニター）は事務局で用意するが、パソコン及びケーブル等は持参すること。

カ　価格点は、参考見積書（実施要領 10（１））により算出する。

（５）審査の評価項目及び配点

別紙評価基準表のとおり

（６）優先交渉権者の決定

委員の評価点数及び価格点を合計し、最高得点者を優先交渉権者とし、最高得点者の次の高得点者を次点者として選定する。最高得点者又は次点者が複数の場合は、委員会の総合的な審査により選定する。

（７）結果通知

審査結果は、令和８年（2026 年）12 月 16 日（水）に、参加申込書【様式２】に記載された担当者の電子メールアドレスあてに通知するとともに、文書でも通知する。また、令和８年（2026 年）12 月 17 日（木）に本市ホームページで優先交渉権者名及び次点者名を公表する。

12　契約の締結

（１）優先交渉権者との契約手続

優先交渉権者は、本市と契約内容に関する詳細協議を行い、その協議が整ったときに契約を締結する。

（２）優先交渉権者との契約締結が不可能となった場合の措置

優先交渉権者との協議が整わなかった場合、優先交渉権者が「13　失格」に掲げる理由により失格となった場合、優先交渉権者が辞退した場合その他特別な理由により優先交渉権者との契約締結が不可能となった場合は、次点者を優先交渉権者として詳細協議を行う。この場合において、同様の理由により、優先交渉権者となった次点者との契約締結が不可能となった場合は、契約を締結しない。

（３）その他

小田原市契約規則に基づく契約手続の完了までは、本市と優先交渉権者（次点者を優先交渉権者とした場合を含む。）との契約関係は生じない。

13　失格

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

（１）参加資格要件を満たしていないとき。

（２）見積額が上限額を超えているとき。

（３）提出書類に虚偽の記載をしたとき。

（４）実施要領に示した内容に適合しないとき。

（５）本プロポーザルに参加する者又はその関係者が、委員会の委員に対する事前説明、事前連絡な

ど公正な審査を妨げる行為をしたとき。

（６）他の提案者と応募提案の内容等について相談を行ったとき。

（７）その他不正な行為があったと認められたとき。

14　辞退

参加申込書を提出した後に辞退する場合は、辞退届【様式 10】を事務局に提出すること。郵送する場合は、併せて電話連絡すること。

15　その他の留意事項

（１）提出した書類の変更、再提出は認めない。ただし、提出書類の脱漏又は不明確な表示等があり、かつ本市が変更を認めたときはこの限りではない。

（２）企画提案書等全ての提出書類は返却しない。

（３）提出された資料及びその複製は、本業務の選考以外に参加者に無断で使用しないものとする。

（４）提出書類の知的財産権は、提出した者に帰属するが、選定作業等において、必要な範囲で複製を作成する場合がある。なお、提出された書類は、小田原市情報公開条例（平成 14 年小田原市条例第 32 号）に基づく公開請求があったときは、公にすることにより、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、公開することがある。

（５）業務内容については、プロポーザルの内容にかかわらず、本市と協議の上、変更できるものとする。

（６）企画提案書の作成、プレゼンテーション等、本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。

16　事務局（問合せ先）

〒250-0045 小田原市城山 4-10-1
小田原市公営事業部事業課　古前田・森谷
電　話：0465-23-1101
ＦＡＸ：0465-23-6499
E-mail：jigyo@city.odawara.kanagawa.jp